令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業

業務受託候補者選定に係る評価基準

（目的）

第１条　この基準は、令和６年度マンション等へのＥＶ充電設備普及に向けた啓発事業に係る業務受託候補者選定要項（以下「選定要項」という。）第４条第１項の規定により受託候補者を選定するために行う評価について必要な事項を定める。

（用語）

第２条　この基準において使用する用語は、選定要項において使用する用語の例による。

（評価項目及び評価基準）

第３条　受託提案書の評価は、評価項目について、評価基準（別表）により行う。

２　受託提案書に記載する項目は、次のとおりとする。

⑴　業務実施計画

ア　業務実施者数及び業務実施体制

イ　業務実施に関する提案事項

⑵　業務実績

⑶　ＳＤＧｓに資する取組

⑷　市内貢献（本市の区域内における本店又は主たる事務所の所在地）

⑸　受託希望金額

（評価点）

第４条　評価点は、前条に規定する評価項目ごとに定めた評価基準に基づき算定する。

２　選定委員会では、各選定委員が採点した総合計点により評価し、受託候補者を選定する。

別表（第３条関係）

**評価基準**

|  |
| --- |
| ⑴　業務実施計画（配点５０点） |
| ア　業務実施者数及び業務実施体制（１０点×２項目） |
|  | Ｓ（１０点） | Ａ（８点） | Ｂ（６点） | Ｃ（４点） | Ｄ（２点） |
| (ｱ) 業務実施者数 | ６名以上 | ５名 | ４名 | ３名 | ２名 |
| (ｲ) 業務実施体制 | 極めて良好 | 良好 | 適当 | やや不足 | 不足 |
| イ　業務実施に関する提案事項（１５点×２項目） |
|  | Ｓ（１５点） | A（１2点） | Ｂ（９点） | Ｃ（６点） | Ｄ（３点） |
| (ｱ) セミナー及びマッチング会運営業務（運営体制や実施内容が充実しており、マンション管理組合等にとって有用なものであるか） | 極めて良好 | 良好 | 適当 | やや不足 | 不足 |
| (ｲ) アドバイザー派遣業務（運営体制や実施内容が充実しており、マンション管理組合等にとって有用なものであるか） | 極めて良好 | 良好 | 適当 | やや不足 | 不足 |
| ⑵　業務実績（配点２０点） |
| ア　地球温暖化対策推進に関するセミナー等運営業務（実績を有しない場合は失格） | Ｓ（１０点） | Ａ（８点） | Ｂ（６点） | Ｃ（４点） | Ｄ（２点） |
| 実績が５件ある | 実績が４件ある | 実績が３件ある | 実績が２件ある | 実績が１件ある |
| イ　地球温暖化対策推進に関する講習業務 | Ｓ（１０点） | Ａ（８点） | Ｂ（６点） | Ｃ（４点） | Ｄ（２点） |
| 実績が４件ある | 実績が３件ある | 実績が２件ある | 実績が１件ある | 実績がない |
| ⑶　ＳＤＧｓに資する取組（配点５点） |
| （これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステムISO14001やKES等）の認証等 | Ｓ（５点） | Ａ（０点） |
| SDGsに資する取組を実施している | 実施していない |
| ⑷　市内貢献（配点１０点） |
| （本市の区域内において本店又は主たる事務所を有している） | Ｓ（１０点） | Ａ（５点） | Ｂ（０点） |
| 市内に本店又は主たる事務所を有している中小企業又は団体等 | 市内に本店又は主たる事務所を有している企業 | 市内に本店又は主たる事務所を有していない企業又は団体等 |
| ⑸　受託希望金額（配点１０点） |
|  | （全参加者の最低見積金額）/（各参加者の見積金額）×１０点注　小数点以下切り捨て |